

村田町第2期事業継続応援給付金交付事業

期間延長・対象枠拡大のお知らせ

(発行日：令和3年11月1日)

新規・対象拡大

小規模事業者枠：10万円

1. 小規模事業者枠の対象事業者

下記の「2. 通常枠の対象事業者」の要件のうち、③の要件について、「500万円以上」を「200万円以上」とし、対象範囲を拡大。

※通常枠・大規模観光施設等特例枠との同時申請はできません。

※これまでに、村田町第2期事業継続応援給付金（20万円）の支給を受けている方は、新たに申請できません。

通常枠：20万円（これまでの事業の継続・期間延長）

2. 通常枠の対象事業者

- ① 個人事業者は、住所が村田町内にある方。
法人事業者は、村田町の法人町民税の課税対象となる法人。
- ② 令和2年以前から事業により事業収入を得ており、今後も村田町内で事業を継続する意思がある方。
- ③ 直近の年間事業収入が、500万円以上あった方。
- ④ 令和2年12月から令和3年11月までの任意の連続した3か月（以下「対象期間」といいます。）の事業収入合計が、前年の同期間の事業収入合計と比較して20%以上減少していること。

※対象期間に令和3年3月から同年11月までの月が含まれている場合は、

前々年の事業収入合計と比較することができます。

※小規模事業者枠・大規模観光施設等特例枠との同時申請はできません。

※性風俗関連特殊営業等を行う事業者、政治団体、宗教団体、暴力団員等は対象になりません。

※法人事業者は資本金等の額が3億円以下である必要があります。

村田町第2期事業継続応援給付金交付事業

期間延長・対象枠拡大のお知らせ

(発行日：令和3年11月1日)

3. 大規模観光施設等特例枠の対象事業

大規模観光施設等特例枠については、通常枠の要件に加えて、以下の要件があります。

- ・ 申請者が運営する施設（日本標準産業分類の娯楽業（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く）を営む施設に限る。）であって、村田町内に所在する施設の平成31年1月から同年12月まで又は令和2年1月から同年12月までの間の利用者数が10万人を超えていること。
- ・ 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び宮城県知事の要請又は協力依頼事項を遵守していること。

※ 詳細は、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

4. 申請の際に必要な書類（通常枠・小規模事業者枠）

申請期間：令和3年1月31日まで

①確定申告書の控え ※收受日付印が押印されているもの。

②法人の場合は法人事業概況説明書の控え

③売上台帳、帳面その他の書類で、月間事業収入がわかるもの

④誓約書

⑤通帳等の写し（表紙・通帳見開き1ページ目、振込先口座・口座名義がわかる部分）

⑥個人の場合は本人確認書類の写し

※①及び②については、前年又は前々年の事業収入の額の確認等に使用します。

※③については、対象期間の該当月の月間事業収入の額の確認に使用します。

※その他、追加の書類提出を求めることもあります。詳細はお問い合わせください。

※申請書類の様式は、村田町ホームページからダウンロードしていただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

5. 申請先・問い合わせ先

〒989-1392 村田町大字村田字迫6番地

村田町役場まちづくり振興課 宛

【問い合わせ電話番号】 0224-83-2113

村田町HP
第2期
事業継続
応援給付金

